

資料提供平成27年10月1日
土木部 検査指導課**「4週8休を確保するモデル工事」の実施について**

建設産業に従事する者の労働条件は悪化の一途をたどっており、建設産業の次世代を担う若手労働者が著しく減少し、近い将来、社会資本整備の担い手がいなくなる懸念があります。それを防止するためにも、担い手減少の要因の一つである長時間勤務を始めとする労働環境の改善を図る対策が必要であり、それによって、次世代の優れた労働力を確保することが、健全な社会資本整備の発展につながっていくと考えられます。

そこで、茨城県土木部では、「改正品確法」における発注者の責務の理念に沿い、担い手の確保育成と労働環境の改善を一体的に進める取り組みとして、「4週8休を確保するモデル工事」を実施することといたしました。

記**1 目的**

建設業では、若手技術者（作業員）の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。土木部においては、担い手の確保育成と労働環境改善を一体的に進める取り組みの一つとして、4週8休（完全週休2日制）を採用したモデル工事を実施し、県内建設業の4週8休の休暇体制の普及に向けての効果や課題を抽出する。

2 実施時期

10月1日以降起工決議の工事

3 実施工種及び実施予定箇所

土木事務所発注（水戸土木、筑西土木、常陸大宮土木、土浦土木）の土木工事（道路改良舗装工事など）で4箇所程度。

4 実施内容

- ①工事受注者は、4週8休を考慮した実施工程計画を立てる。
- ②工事受注者は、工事現場にモデル工事であることを記載したPR看板を設置する。
- ③工事受注者に対してアンケート調査を実施し、工事過程で発生した課題検証をおこなう。
- ④取り組み状況に応じて工事成績の加点評価を行う。なお、取り組みに非協力的な場合には減点評価を行う。